

旅 費 支 給 規 程

（目 的）

第1条 この規程は、公益財団法人高エネルギー加速器科学研究奨励会（以下「本奨励会」という。）の職員が出張する場合及び職員以外の者が本奨励会の依頼により出張する場合の旅費について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の通りとする。

（1）出張旅費とは、自宅（又は勤務地）から目的地での業務を経て自宅（又は勤務地）までの行程で、出発から帰着までの出張にかかる経費をいう。

（旅費の種類）

第3条 旅費の種類は、国内旅費とし、その区分は交通費・日当・宿泊料とする。ただし、国内出張の宿泊料については、業務の都合上、宿泊が必要と代表理事が認めた場合に支給するものとする。

（旅費の支給額）

第4条 旅費は出張命令（依頼）書に基づき、交通費については実費を支給、日当については国内1,000円とする。また、宿泊料については国内10,000円を上限とし必要に応じて支給する。

（自家用自動車の利用）

第5条 やむを得ず、職員が所有する四輪自動車（以下「自家用自動車」という。）を利用し出張する場合は、燃料費、有料道路利用料及び駐車場使用料を支給する。

2 自家用自動車の燃料費は、代表理事が別に定める。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、本財団が公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。なお、（財）高エネルギー加速器科学研究奨励会旅費支給基準は、本規定の施行をもって廃止する。

附 則

本規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。